

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第85号

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

京都市地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業に関する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道」を「本市の山間地域における下水を排除し、又は処理し、もって当該地域の生活環境の改善を図るための下水道法第2条第3号に規定する公共下水道」に改め、同項第6号中「及び加入者負担金」を「、使用料、加入者負担金及び分担金」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)